附　則

（特例退職被保険者等加入割合の算定方法）

第二条　第一条の二の規定は、法附則第八項第二号に規定する特例退職被保険者等加入割合に係る算定政令附則第十六項において準用する算定政令第二条第二項の規定による算定について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「退職被保険者等加入割合」とあるのは「特例退職被保険者等加入割合」と、「退職被保険者等所属都道府県」とあるのは「特定健康保険組合等」と、「における退職被保険者等」とあるのは「における特例退職被保険者等」と、「第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等」とあるのは「附則第六項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。）」と、同条第二項中「退職被保険者等加入割合」とあるのは「特例退職被保険者等加入割合」と、「退職被保険者等所属都道府県」とあるのは「特定健康保険組合等」と、「退職被保険者等の」とあるのは「特例退職被保険者等の」と読み替えるものとする。

（削る）

（削る）

（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正）

第五条　介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）及び国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の規定	十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）及び国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の規定
十一～三十三　（略）	十一～三十三　（略）

附　則

（特例退職被保険者等加入割合の算定方法）

第一条　第一条の規定は、法附則第八項第二号に規定する特例退職被保険者等加入割合に係る算定政令附則第十六項において準用する算定政令第二条第二項の規定による算定について準用する。この場合において、第一条第一項中「各市町村」とあるのは「各特定健康保険組合等」と、「における退職被保険者等」とあるのは「における特例退職被保険者等」と、「第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等」とあるのは「附則第六項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。）」と、「当該市町村」とあるのは「当該特定健康保険組合」と、同条第二項中「退職被保険者等」とあるのは「特例退職被保険者等」と読み替えるものとする。

第三条　削除

（被用者保険等拠出対象額の算定に係る経過措置）

第四条　平成十二年度及び平成十三年度における第十一条の規定の適用については、第十一条第一号中「法」とあるのは「介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第三十六条の規定による改正前の法」とする。

（平成十二年度及び平成十三年度につき指定を受けた国民健康保険の指定市町村に係る基準超過費用額の算定に係る退職被保険者等加入割合の算定方法）

第五条　健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百八十三号）第三条の退職被保険者等加入割合は、それぞれ各市町村の平成十二年度又は平成十三年度の前々年度の各月末における退職被保険者等の総数を、それぞれ当該市町村の平成十二年度又は平成十三年度の前々年度の各月末における被保険者の総数で除して得た率（その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。